

府政政調第 11 号-1

令和 5 年 1 月 17 日

一般社団法人全国高等学校 P T A 連合会長 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年環境整備担当）
内閣官房こども家庭庁設立準備室参事官
警察庁生活安全局人身安全・少年課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
消費者庁消費者政策課長
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長
総務省情報流通行政局情報流通振興課長
法務省人権擁護局人権啓発課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
経済産業省商務情報政策局情報経済課長

令和 5 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（2 月～5 月）について

平素から青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、内閣府を始めとする関係省庁（内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）では、別紙のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を、官民協力して実施することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域において、自治体、関係機関・団体等と連携し、下記の事項について御理解をいただき、参考資料も御活用いただきつつ、卒業・進学・新入学前後の各校 P T A のオンラインを含む関係会合の開催や広報紙の配布等により、青少年によるインターネットの適切な利用に向けた啓発活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、令和 5 年 4 月 1 日にこども家庭庁が設立されることに伴い、内閣府における青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に関する業務は、こども家庭庁に移管されますので、併せてお知らせいたします。

記

1 ペアレンタルコントロール（保護者による管理）による対応の推進

インターネット利用が拡大するにつれ、SNS等に起因する青少年の犯罪被害、誹謗中傷や自画撮り画像配信等の情報「発信」を契機とするトラブル、利用者の急速な低年齢化や長時間利用に伴う問題、高額課金トラブル等が生じています。

このような中、保護者は、ペアレンタルコントロール（青少年の置かれている環境や青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること）が求められます。特に、インターネットの利用環境は急速に変化することから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になります。

2 効果的なフィルタリング等の利用

保護者は、青少年の発達段階に応じて容易化されたフィルタリング設定やカスタマイズ機能の整備が進んでいることを踏まえ、積極的にフィルタリングを活用することが求められます。保護者のスマートフォンを青少年に使用させる場合は、保護者のスマートフォンにおいてもフィルタリングの利用を検討していただきたいと思います。

なお、青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話会社（いわゆる格安スマートフォン会社（MVNO）も含む。）と契約代理店には、携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、次の義務が課せられています。

- ・契約締結者又は携帯電話端末の利用者が青少年（18歳未満）であるか確認すること。
- ・契約締結者が青少年である場合には当該青少年に対して、携帯電話端末の利用者が青少年である場合にはその保護者に対して、青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性がある旨並びにフィルタリング及びその有効化措置（フィルタリングソフトやOSの設定）の必要性と内容を説明すること。
- ・通信サービス及び端末をセット販売している場合には、フィルタリングの有効化措置を講じること。

また、利用時間の制限・調整、課金管理等が可能となる時間管理機能、課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能を積極的に活用することが求められます。

3 話し合いによる家庭内ルールづくりの促進

スマートフォン等の不適切な利用によるリスクについて家庭で話し合い、正しい生活習慣づくりやインターネットを正しく利用するための家庭内ルールを作ることが求められます。

ルールづくりにおいては、インターネットの学習利用等が増えていることも踏まえつつ、青少年の発達段階、インターネットに関する知識、コミュニケーション能力等に応じたものとなるよう留意し、成長・能力向上に伴い定期的に見直すことが必要です。

4 インターネットを適切に活用する能力の向上促進

インターネットは、前記のような危険性がある一方で、適切に使うことにより便利で豊かな生活を送ることができるものであることから、未来を担う青少年は、自分で考え、ネットを適切に活用できる能力を身に付けることが重要です。

SNSに起因するトラブル等への対応が課題となっている状況を踏まえ、各学校、地域団体等と連携し、卒業式、終業式、始業式、入学式、保護者会等の場を活用し、期間中にオンラインを含む説明会の機会を設けるなどにより、スマートフォン等の安全・安心な利用に関し、青少年や保護者の意識及び知識を高めるための取組を重点的に行うことが求められます。

また、GIGA 端末（1人1台端末）の普及により、学校で整備されたものを含む家庭での端末の利用に関するルールづくりを促進することや、関係機関・団体等との連携により、学校だけではなく家庭や地域とともに理解促進の取組を推進することが重要です。

5 参考資料

資料1 青少年インターネット環境整備法・関係法令

<https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/torikumi/hourei.html>

資料2 普及啓発リーフレット集【内閣府】

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyounet/internet_use/leaflet.html

資料3 上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

資料4 インターネットトラブル事例集【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

資料5 #NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_johoka/no-heart-no-sns.html

資料6 鷹の爪団の#NoHeartNoSNS 大作戦 特設サイト【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/noheartnosns/

資料7 インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html

- 資料 8 インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレット【警察庁・文部科学省】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm
- 資料 9 インターネットによる人権侵害をなくしましょう【法務省】
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>
- 資料 10 子供の性被害対策【警察庁】
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/index.html
- 資料 11 あなたは大丈夫？SNS での誹謗中傷 加害者にならないための心がけと被害に遭ったときの対処法とは？
【政府広報オンライン】
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202011/2.html>
- 資料 12 自撮り被害が増加！SNS 上の出会いに要注意！！
【政府インターネットテレビ】
<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

(連絡先)

内閣府政策統括官（政策調整担当）付青少年環境整備担当
（兼・内閣官房子ども家庭庁設立準備室）

03-5253-2111（内線 38259・38258）

警察庁生活安全局人身安全・少年課

03-3581-0141（内線 3142）

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

03-3581-0141（内線 3432）

消費者庁消費者政策課

03-3507-8800（内線 2191）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

03-5253-5111（内線 5867）

総務省情報流通行政局情報流通振興課

03-5253-5111（内線 5743）

法務省人権擁護局人権啓発課

03-3580-4111（内線 5875）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

03-5253-4111（内線 2966）

経済産業省商務情報政策局情報経済課

03-3501-0397（内線 3961）

別紙

令和5年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

1 趣旨・目的

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を利用するようになっている。

一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケース、SNSを利用した誘い出しにより、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事例等、深刻な問題も発生しているところである。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォンやSNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっている。

このような認識の下、青少年がインターネットの利用に起因する犯罪やトラブルに巻き込まれることを防止し、スマートフォンやSNS等を安全・安心に利用できるよう、青少年が初めて自分のスマートフォン等を手にする時期でもある春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、ペアレンタルコントロールの普及促進（フィルタリング、時間管理機能・課金制限機能等のペアレンタルコントロール機能の利用促進や家庭内ルールづくりの促進）及び青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上に重点を置いた啓発活動等の取組を集中的に展開する。

2 実施期間

令和5（2023）年2月～令和5（2023）年5月

3 参加府省庁

内閣府・内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省